

ヘルパーステーションゆいっこ運営規程

第1条(事業の目的)

社会医療法人道南勤労者医療協会が開設するヘルパーステーションゆいっこの行う指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護研修の修了者が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

第2条(指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の運営方針)

事業所の従事者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条(指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針)

① 指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整などを通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

② 指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の実地手順に関する具体的方針として、サービス提供開始にあたり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実地期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実地状況を把握(モニタリング)する。介護予防・日常生活支援総合事業については、モニタリングの結果を指定介護予防支援事業所へ報告する。

③ 指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできる事は利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

第4条(事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ヘルパーステーションゆいっこ
- (2) 所在地 桧山郡江差町字中歌町 199-6

第5条(職員の職種、員数、および職務内容)指定訪問介護と介護予防・日常生活支援総合事業を兼務事業所に勤務する従業員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(サービス提供責任者兼務)

管理者は、事業所の従業員の管理、指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申し込みに関わる調整業務、実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2)サービス提供責任者 1 名(常勤職員 管理者を兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の利用の申し込みに関わる調整、従業者に対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行う。

(3)訪問介護員 7 名 (常勤職員 1 名、非常勤職員 6 名)

訪問介護員は訪問介護の提供に当たる。

第 6 条(営業日および営業時間)

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、第 2.4 土曜日、8 月 13 日、12 月 30 日から 1 月 3 日を除く

(2)営業時間 8 時 45 分から 17 時とする。

(3)サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4)サービス提供時間 6 時 30 分から 19 時までとする。

(5)営業時間外でも連絡可能な体制に努める。

第 7 条(指定訪問介護および介護予防・日常生活支援総合事業の内容)

① 指定訪問介護の内容については次のとおりとする。

(1)身体介護

(2)生活援助

(3)通院などのための乗車、または降車の介助

② 介護予防・日常生活支援総合事業の内容については次のとおりとする。

(1)訪問型独自サービス(11)・・・1 週に 1 回程度

(2)訪問型独自サービス(12)・・・1 週に 2 回程度

(3)訪問型独自サービス(13)・・・1 週に 2 回を超えた場合

第 8 条(利用料など)

指定訪問介護サービスおよび第 1 号訪問事業(訪問型サービス)を提供した場合の利用料等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。なお介護保険の給付の範囲を超えたサービスは全額利用者の負担とする。利用料などの清算はサービス提供の翌月 10 日までに行い、清算のつど領収書を発行する。

訪問介護サービスおよび第 1 号訪問事業(訪問型サービス)を提供する場合には、利用者または代理人(家族等)に対して、別に定める重要事項説明書に基づき重要事項を説明し同意を得た上で、別に定める契約書に基づき契約を行う。

第9条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、江差町、上ノ国町(当事業所から10km以内)とする。

第10条(緊急時における対応方法)

指定訪問介護サービスおよび第1号訪問事業(訪問型サービス)を提供中に、事故の発生や利用者の病状の急変した場合には、管理者に報告し、速やかに主治医および家族等へ連絡をとるとともに、必要な措置を行う。

事故については原因を解明するとともに再発防止にむけた対策を講じ、事業所の責任による事故について速やかに損害賠償を行う。

第11条(相談および苦情)

相談および苦情の受付は営業時間に行い、窓口は管理者とする。

苦情がよせられた場合はただちに訪問し、また必要に応じて関係する職員・サービス事業所からの聞き取りを行って詳しく状況を把握し、必要なことを講じる。

苦情の内容および対応の経過等を記録し、事務所職員の再発防止に役立てる。

第12条(個人情報の保持)

業務上知りえた利用者およびその家族に関する秘密および個人情報については、利用者および第三者の生命・身体・財産危機がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中も契約終了後も第三者に漏らしてならない。

利用者および家族の個人情報は、居宅サービス計画にそって実施されるサービス担当者などの会議、介護支援専門員とサービス事業所あるいは主治医等との連絡・調整、学習実習および職員の学術研究、行政機関および行政から委託を受けた機関より情報提供を求められた場合、利用者および家族の個人情報を使用することがある。使用に当たっては次の条件を厳守する。

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用する場合には必要に応じて、会議名、参加者名、内容等について記録保管する。
- ③ 学術研究・調査活動により個人が特定される場合は事前に本人の同意を得た上で使用する。

第13条(その他運営についての留意事項)

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

第14条(運営に関する留意事項)

この規程にない軽微な事項は必要に応じて管理者が決定する。

第 15 条 附則

この規定は平成 12 年4月1日から施行する。

平成 17 年 4 月 1 日一部変更する。

平成 18 年 4 月 1 日一部変更する。

平成 19 年 4 月 1 日一部変更する。

平成 19 年 8 月 1 日一部変更する

平成 20 年 3 月 1 日一部変更する。

平成 20 年 4 月 21 日一部変更する。

平成 21 年 4 月 1 日 一部変更する

平成 21 年 5 月 28 日一部変更する。

平成 22 年 4 月 1 日 一部変更する。

平成 23 年 4 月 1 日 一部変更する。

平成 24 年 4 月 1 日 一部変更する。

平成 25 年 4 月 1 日 一部変更する。

平成 26 年 4 月 1 日 一部変更する。

平成 27 年 4 月 15 日一部変更する。

平成 28 年 4 月 1 日 一部変更する。

平成 30 年 4 月 1 日 一部変更する。

平成 31 年 4 月 1 日 一部変更する。

令和 3 年 9 月 1 日一部変更する。

令和 5 年 4 月 1 日一部変更する。

令和 6 年 4 月 1 日一部変更する。

令和 6 年 10 月 1 日一部変更する

令和 7 年 4 月 1 日一部変更する。

「ヘルパーステーションゆいっこ」運営規程

(居宅介護、重度訪問介護)

第1条(事業の目的)

社会医療法人道南勤労者医療協会が開設するヘルパーステーションゆいっこ（以下「事業所」という）は、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業、重度訪問介護事業（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事業を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

第2条(運営の方針)

居宅介護事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 重度訪問介護事業は、重度の障害者であって常時介護を有する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適正かつ効果的に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとするとともに、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守する。

第3条(事業所の名称等)

- (1) 名 称 ヘルパーステーションゆいっこ
- (2) 所在地 松山郡江差町字中歌町199-6

第4条(職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名（常勤職員、サービス提供責任者兼務）

管理者は、従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、従業員に対し法令を遵守させるための指揮命令を行う。

(2)サービス提供責任者 1名（常勤職員、管理者兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申し込みに関わる調整、事業所の従業員等に対する技術指導を行う。また、居宅介護計画を作成し、利用者及び同居家族に内容を説明する。

(3)従業者 8名（常勤職員 1名、非常勤職員 6名）

従業員は、居宅介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(4)他必要に応じて職員を配置する。

第5条(営業日及び営業時間)

営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業

月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、第2.4土曜日、8月13日、12月30日から1月3日を除く

(2)営業時間 午前8時45分から午後5時とする。

ただし第 1.3.5 土曜日は午前 8 時 45 分から午後 12 時 30 分とする。

(3)サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4)サービス提供時間 午前6時30分から午後7時までとする。

(5)営業時間外でも連絡可能な体制に努める。

第6条(主たる対象者)

事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

(1)居宅介護事業 身体障害者、精神障害者、知的障害者、難病等対象者

(2)重度訪問介護事業 身体障害者、精神障害者、知的障害者、難病等対象者

第7条(障害福祉サービスの内容)

事業所が提供する障害福祉サービスの内容は次のとおりとする。

(1)居宅介護計画の作成

(2)身体介護の内容

①食事の介護 ②排泄の介護 ③入浴の介護 ④通院等の介助 ⑤その他日常生活を営むに必要な身体の介護

(3)家事援助の内容

①調理 ②洗濯 ③掃除 ④買物 ⑤その他日常生活を営むに必要な家事援助

(4)重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。

第8条(受領する費用の額等)

事業所は、障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、町が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受ける。

2 事業所は、法廷代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受ける。

3 事業所は、前 2 項の費用の支払いを受けた場合は領収書を支給決定障害者等に交付する。

第9条(通常の実施地域)

通常の事業の実施地域は、江差町、上ノ国町（当事業所から 10 km以内）とする。

第10条(緊急時における対応)

従業者は、サービス提供中に利用者の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送など必要な措置を講ずる。

第11条(虐待防止のための措置)

障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

第 12 条(苦情解決)

事業所は、利用者の苦情に対応するために、必要な窓口を設置する。

2 事業所は、法の定めに従い、当該町が行う物件の提出若しくは提示の求め又は質問若しくは照会に応ずる。

3 事業所は、当該町が行う調査に協力するとともに、当該町からの指導助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、社会福祉法第 83 条の運営適正化委員会が同法第 85 条の調査又は斡旋にできる限り協力する。

第 13 条(会計の区分)

事業所は、実施する居宅介護等の会計とその他の事業の会計を区別するものとする。

第14 条(その他留意事項)

事業所は、従業員などの質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

3 事業所は必要な諸記録を整備し完結から 5 年間は保存する。

第 15 条(附則)

平成 19 年 4 月 1 日一部変更	令和 3 年 9 月 1 日一部変更
平成 19 年 8 月 1 日一部変更	令和 5 年 4 月 1 日一部変更
平成 20 年 4 月 21 日一部変更	令和 6 年 4 月 1 日一部変更
平成 21 年 4 月 1 日一部変更	令和 6 年 10 月 1 日一部変更
平成 21 年 5 月 28 日一部変更	令和 7 年 4 月 1 日一部変更
平成 22 年 4 月 1 日一部変更	
平成 23 年 4 月 1 日一部変更	
平成 24 年 4 月 1 日一部変更	
平成 25 年 4 月 1 日一部変更	
平成 26 年 4 月 1 日一部変更	
平成 27 年 4 月 15 日一部変更	
平成 28 年 4 月 1 日一部変更	
平成 30 年 4 月 1 日一部変更	
平成 31 年 4 月 1 日一部変更	

重 要 事 項 説 明 書

(指定訪問介護)

1. 事業所等の詳細

(1) 事業者

名称・法人種別	社会医療法人道南勤労者医療協会
代 表 者 名	理事長 川口 篤也
本部所在地	函館市中道 2 丁目 51 番 1 号
電話番号	0138-32-6136
業務の概要	医療業

(2) 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションゆいっこ
所在地	〒043-0034 桧山郡江差町字中歌町 199-6
電話・FAX 番号	電話 0139-52-6066 FAX 0139-52-6118
事業所指定番号	0 1 1 1 6 1 0 8 4 6
管 理 者	奈良 真由美
開設年月日	2000 年 4 月 1 日
サービス提供地域	江差町・上ノ国町(当事業所から 10Km以内)

(3) 事業所の目的及び運営方針

当事業所では、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としてサービスを提供します。

訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行ないます。

事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 営業日営業時間等

営業日 及び 営業時間	月曜日～金曜日 8 時 45 分～17 時 00 分
	土曜日 8 時 45 分～12 時 30 分
	但し、祝日、第 2 第 4 土曜日、8 月 13 日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く
サービス提供日	月曜日～日曜日
サービス提供時間	6 時 30 分～19 時 00 分

(5) 職員体制

職種	人員		
管理者	1 名		(サービス提供責任者と兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士	1 名	(常勤・管理者と兼務)
訪問介護員	介護福祉士	4 名	(非常勤)
	2 級資格者	2 名	(非常勤)

(6) サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	奈良 真由美
--------------	--------

2. 当事業所のサービス

(1) サービス内容

- ①身体介護 食事の介助 排泄の介助 衣服の着脱の介助 入浴の介助 清拭 洗髪の介助
通院等の介助 その他必要な身体介護
- ②生活援助 調理 衣類の洗濯と補修 住居などの清掃 整理整頓 生活必需品の買い物
その他必要な家事
- ③乗降介助 通院などのための乗車及び降車の介助
- ④その他 関係機関等への連絡、生活上の相談をうけ助言すること

なお、居宅サービス計画に基づいて、訪問介護計画を作成します。これらの計画の作成にあたっては、利用者・家族(代理人)と面談し解決すべき課題を把握するとともに、継続的に実施状況の把握と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。これらの計画は利用者・家族(代理人)に説明し合意を得た上で、計画書を利用者またはその家族(代理人)に交付します。

(2) 利用者負担金(利用料)

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えたサービスは全額利用者の負担となります。

①訪問介護サービスの利用者負担金(利用料)

区分	提 供 時 間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上は 30 分毎に加算
身体介護	8 時～18 時	268 円	426 円	624 円	82 円
	7 時～8 時 18 時～19 時	336 円	532 円	780 円	
生活援助	提 供 時 間	20 分以上 45 分未満	45 分以上	身体介護に引き続き 20 分以上の生活援助を行った場合(1 回につき)65 単位(195 単位を限度)加算	
	8 時～18 時	197 円	242 円		
	7 時～8 時	246 円	303 円	特定事業者加算が含まれた料金です。	
	18 時～19 時				

加 算	項 目	利 用 料
	特定事業所加算 II	サービス毎 10%
	初回加算	200 円／月
	緊急時訪問加算	100 円／月
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数×145/1000

乗降介助	江差 町内	片道	107 円
		往復	213 円

※上記の利用者負担金(利用料)は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※利用者負担金(利用料)の清算はサービス提供の翌月10日までに、清算のつど領収書を発行いたします。

(3) サービスの中止・変更等

- ① サービス契約を解除する場合は、1週間前までに事業所へ連絡して下さい。
- ② サービスを受ける計画を中止または変更する場合には予め事業所へ連絡して下さい。
- ③ 当事業所ではキャンセル料は頂いておりません。利用者様のご都合でのキャンセル料はお早めに事業所へご連絡ください。

(4) 訪問介護員の交替

契約者が訪問介護員の交替を希望する場合には、理由を明らかにして事業所に要請して下さい。ただし、訪問介護員の指名はできません。

事業所の都合により訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮いたします。

3. 緊急時・事故発生時の対応

- (1) サービス提供中の事故や利用者の体調が急変した場合は、速やかに市町村、居宅支援事業者、家族等へ連絡をとるとともに、必要な措置を行います。事故については原因を解明するとともに、再発防止にむけた対策を講じ記録します。
- (2) 事業所の責任による事故については速やかに損害賠償を行います。
- (3) 緊急時・事故発生時の連絡先

医療機関	名称:	電話:
家族等	氏名:	電話:

4. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 奈良 真由美
-------------	--------------

(2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

(3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(4) 高齢者虐待防止法に係る通報・届出窓口

	電 話	FAX	休日・夜間の連絡先
江差町 江差町高齢者等虐待防止センター 江差町地域包括支援センター	0139-52-6726	0139-52-5666 0139-52-5666	0139-52-1020
上ノ国町 上ノ国町高齢者等虐待防止センター	0139-55-4460	0139-55-2760	0139-55-2891 (留守番電話)
北海道高齢者等虐待防止・相談支援センター(札幌市)	011-281-0928	011-251-6156	毎週月曜日～金曜日 (午前9時～午後5時)

5. サービスの相談及び苦情の対応

(1) 事業所の相談窓口及び体制と手順

電話 0139 - 52 - 6066 FAX 0139 - 52 - 6118	
受付窓口	(管理者) 奈良 真由美
受付時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時00分
	土曜日 8時45分～12時30分
	祝日、第2第4土曜日、8月13日、12月30日～1月3日を除く

- ① 相談及び苦情がよせられた場合には、ただちに訪問し、また必要に応じて関係する職員・サービス事業所からの聞き取りをおこなって詳しく状況を把握し、苦情の解決に必要な手だてをとります。
- ② 寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、再発防止に役立てるようにします。

(2) 公的機関の窓口

江差町介護保険相談窓口	住所	江差町中歌町 193-1
	電話	0139-52-6726
上ノ国町介護保険相談窓口	住所	上ノ国町大留 100
	電話	0139-55-4460
北海道国民健康保険団体 連合会(国保連)	住所	札幌市中央区南4条西14丁目 国保会館
	電話	011-231-5161

6. 利用者の秘密保持、個人情報の取り扱い

(1) 利用者の秘密保持

当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報は、利用者等の生命・身体・財産等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中も契約終了後も、第3者に漏らしません。

(2) 個人情報の取り扱い

利用者および家族の個人情報は、居宅サービス計画にそって実施されるサービス担当者等の会議、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等との連絡・調整、学習実習及び職員の学術研究、行政機関及び行政から委託を受けた機関より情報提供を求められた場合、利用者および家族の個人情報を使用することがあります。使用に当たっては次の条件を厳守します。

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用する場合には必要に応じて、会議名、参加者名、内容等について記録し保管します。
- ③ 学術研究・調査活動により個人が特定される場合は、本人(代理人)の同意を得てから使用します。

なお、個人情報の主体となる方が、本人の個人情報の照会や修正等を希望する場合は、事業所まで連絡下さい。合理的な範囲ですみやかに対応いたします。

下記の点はご了承願います。

※ 訪問介護員等は、年金の管理や貸借等の金銭の取り扱いをいたしません。

サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明いたしました。

年 月 日

ヘルパーステーションゆいっこ

説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けて理解し同意いたしました。
なお、6の(2)の個人情報の取扱についても確認し同意いたします。

年 月 日

利用者 氏名 _____

住所 _____

代理人 氏名 _____

住所 _____

(利用者との関係)

重要事項説明書

(介護予防・日常生活支援総合事業・第一号訪問事業)

1 事業所等の詳細

(1) 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	社会医療法人道南勤労者医療協会
本部所在地	函館市中道2丁目51番地1号
代表者名	理事長 川口 篤也
電話番号	0138-32-6136
業務の概要	医療業

(2) ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションゆいっこ
サービスの種類	第一号訪問事業(国基準訪問型サービス)
事業所の所在地	〒043-0034 桧山郡江差町字中歌町 199-6
電話・FAX番号	電話 0139-52-6066 FAX 0139-52-6118
事業所番号	0111610846
管理者の氏名	奈良 真由美
サービス提供地域	江差町・上ノ国町(当事業所から10km以内)

(3) 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(4) 営業日時

営業日及び 営業時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時00分
	土曜日 8時45分～12時30分
	但し、祝日・第2第4土曜日・8月13日・12月30～1月3日を除く
サービス提供日	月曜日～日曜日
サービス提供時間	6時30分～19時00分

(5) 事業所の職員体制

職 種	人 員		
管理者		1 名	サービス提供責任者と兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	1 名	常勤・管理者と兼務
訪問介護員	介護福祉士	4 名	非常勤
	2 級資格者	2 名	非常勤

6) サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	奈良 真由美
--------------	--------

2 当事業所のサービス

(1) 提供するサービスの内容

第一号訪問事業は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

(2) 利用者負担金（利用料）

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

①第一号訪問事業の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	利用料
訪問型独自サービス11	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	(基本利用料)1,176円 (加算含む)1,347円
訪問型独自サービス12	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	(基本利用料)2,349円 (加算含む)2,690円
訪問型独自サービス13	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者	(基本利用料)3,727円 (加算含む)4,267円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

項 目	利 用 料
初回加算(新規の利用者へサービス提供した場合)	200 円/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数×145/1000

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

上記①の利用料(利用者負担金)の清算はサービス提供の翌月 10 日までに行い、清算の都度領収書を発行いたします。

(3) サービスの中止・変更等

- ①サービス契約を解除する場合は、1 週間前までに事務所へ連絡して下さい。
- ②サービスを受ける計画を中止または変更する場合には予め事務所へ連絡して下さい。
- ③当事業所ではキャンセル料は頂いておりません。利用者様の都合でのキャンセルはお早めに事業所へご連絡ください。

(4) 訪問介護員の交替

契約者が訪問介護員の交替を希望する場合には、理由を明らかにして事業所に要請してください。

ただし、訪問介護員の指名はできません。

事業所の都合により訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮いたします。

3 緊急時・事故発生時の対応

- (1) サービス提供中の事故や利用者の体調が急変した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、居宅支援事業者等へ連絡をとるとともに、必要な措置を行います。事故については原因を解明するとともに、再発防止にむけた対策を講じ記録します。
- (2) 事業所の責任による事故については速やかに損害賠償を行います。
- (3) 緊急時・事故発生時の連絡先

医療機関	名称:	電話:
家族等	氏名:	電話:

4 虐待防止のための措置

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者)奈良 真由美
-------------	-------------

- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 高齢者虐待防止に係る通報・届出窓口

	電話	FAX	休日・夜間の連絡先
江差町 江差町高齢者等虐待防止センター 江差町地域包括支援センター	0139-52-6726	0139-52-5666	0139-52-1020
上ノ国町 上ノ国町高齢者等虐待防止センター	0139-55-4460	0139-55-2760	0139-55-2891 (留守番電話)
北海道高齢者等虐待防止・相談支援センター(札幌市)	011-281-0928	011-251-6156	毎週月曜日～金曜日 (午前9時～午後5時)

5 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

(電話) 0139 - 52 - 6066 (FAX) 0139 - 52 - 6118	
受付窓口	(管理者)奈良 真由美
受付時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時00分
	土曜日 8時45分～12時30分
	祝日、第2第4土曜日、8月13日、12月30日～1月3日を除く

- ① 相談及び苦情がよせられた場合には、ただちに訪問し、また必要に応じて関係する職員・サービス事業所からの聞き取りをおこなって詳しく状況を把握し、苦情の解決に必要な手だてをとります。
- ② 寄せられた苦情の内容及び対応の経過等を記録し、再発防止に役立てるようにします。

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

江差町介護保険相談窓口	住所	江差町中歌町 193-1
	電話	0139-52-6726
上ノ国町介護保険相談窓口	住所	上ノ国町大留 100
	電話	0139-55-4460
北海道国民健康保険団体連合会(国保連)	住所	札幌市中央区南4条西14丁目 国保会館
	電話	011-231-5161

6 利用者の秘密保持、個人情報の取り扱い

(1)利用者の秘密保持

当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報は、利用者等の生命・身体・財産等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中も契約終了後も、第3者に漏らしません。

(2)個人情報の取り扱い

利用者および家族の個人情報は、居宅サービス計画にそって実施されるサービス担当者等の会議、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等の連絡・調整、学習実習及び職員の学術研究、行政機関及び行政から委託を受けた機関より情報提供を求められた場合、利用者および家族の個人情報を使用することがあります。使用に当たっては次の条件を厳守します。

- ①個人情報の提供は必要最小限とし関係者以外の者に漏れる事のないように細心の注意を払います。
- ②個人情報を使用する場合には必要に応じて、会議名、参加者名、内容等について記録し保管します。
- ③学術研究・調査活動により個人が特定される場合は、本人(代理人)の同意を得てから使用します。

なお、個人情報の主体となる方が、本人の個人情報の照会や修正等を希望する場合は、事業所まで連絡ください。合理的な範囲ですみやかに対応いたします。

※サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1)サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2)訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3)体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター等又は当事業所の担当者へご連絡ください。

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業提供同意書

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 桧山郡江差町字中歌町 199 番地 6

事業所名 ヘルパーステーションゆいっこ

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

なお、6の(2)の個人情報の取扱いについても確認し同意いたします。

利用者 住所

氏 名

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名

本人との続柄

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護・重度訪問介護)

1. 事業所等の詳細

(1) 事業者

名称・法人種別	社会医療法人道南勤労者医療協会
代 表 者 名	理事長 川口 篤也
本部所在地	函館市中道2丁目51番1号
電話番号	0138-32-6136
業務の概要	医療業

(2) 事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーションゆいっこ
所在地	〒043-0034 桧山郡江差町字中歌町 199-6
電話・FAX 番号	電話 0139-52-6066 FAX 0139-52-6118
事業所指定番号	0111600060
管 理 者	奈良 真由美
開設年月日	2000 年 4 月 1 日
サービス提供地域	江差町・上ノ国町(当事業所から 10km以内)

(3) 事業所の目的及び運営方針

当事業所では、介護保険法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としてサービスを提供します。

訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営むことができるように、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行ないます。

事業の実施にあたっては、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 営業日営業時間等

営業日 及び 営業時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時00分
	土曜日 8時45分～12時30分
	但し、祝日、第2第4土曜日、8月13日、12月30日～1月3日を除く
サービス提供日	月曜日～日曜日
サービス提供時間	6時30分～19時00分

(5) 職員体制

職 種	人 員		
管理者		1 名	(常勤・サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士	1 名	(常勤・管理者兼務)
訪問介護員等	介護福祉士	4 名	(非常勤)
	2級資格者	2 名	(非常勤)

(6) サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	奈良 真由美
--------------	--------

2. 当事業所のサービス

(1) サービス内容

- ① 身体介護 食事の介助 排泄の介助 衣服の着脱の介助 入浴の介助 清拭 洗髪の介助
通院等の介助 その他必要な身体の介護
- ② 生活援助 調理 衣類の洗濯と補修 住居などの清掃 整理整頓 生活必需品の買い物
その他必要な家事
- ③ 乗降介助 通院などのための乗車及び降車の介助
- ④ その他 関係機関等への連絡、生活上の相談をうけ助言すること

なお、利用者の居宅介護計画は町が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、居宅介護計画を作成します。計画の作成にあたっては、利用者・家族(代理人)と面談し解決すべき課題を把握するとともに、継続的に実施状況の把握と評価を行い、必要に応じて計画を見直します。これらの計画は利用者・家族(代理人)に説明し合意を得た上で、計画書を利用者またはその家族(代理人)に交付します。

サービスの質の向上を図るために、サービスの実施状況を把握し利用者・家族との面接を行うとともに、サービス担当者会議等を開催して、専門的意見の聴取等を行い、町に報告します。

受給者証で、住所、利用者負担額、支給料を確認します。

(2) 利用者負担金（利用料）

①介護給付費適用のサービスの利用者負担金(利用料)

区分	提供時間	30分未満	30分以上 1 時間未 満	1 時間以上 1 時間30分未 満	1時間 30 分以 上 2 時間未満	3時間以上の場合
身体介護	8時～18時	256 円	404 円	587 円	689 円	921 単位に 30 分を 増すごとに+83 単位
	7時～ 8時 18時～19時	320 円	505 円	734 円	861 円	
通院介助 (身体介護伴う)	8時～18時	256 円	404 円	587 円	689 円	921 単位に 30 分を 増すごとに+83 単位
	7時～ 8時 18時～19時	320 円	505 円	734 円	861 円	
通院介助 (身体介護伴わな い)	8時～18時	106 円	197 円	275 円	1 時間 30 分以上	
	7時～ 8時 18時～19時	133 円	246 円	344 円	345 単位 30 分増すごとに +69 単位	

区分	提供時間	30 分未満	30 分以上 45 分未満	45 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 15 分未満	1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上
家事援助	8 時～18 時	106 円	153 円	197 円	239 円	275 円	311 単位に 15 分増すご とに+35 単 位
	7 時～8 時 18 時～19 時	133 円	191 円	246 円	299 円	344 円	

乗降介助	江差町内	片道	102 円
		往復	204 円

	項 目	利 用 料
加算	初回加算	200円／月
	緊急時対応加算	100円／1回(月2回まで)
	特定事業所加算Ⅱ	1 月に付き+所定単位×10/100
	時間外加算	25/100
	福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1 月に付き+所定単位×273/1000
	特別地域加算	1 月に月+所定単位数の+15/100

②利用料の月額上限額

所得に応じて4区分が設定されています。

区 分	世帯の収入状況	1カ月当りの負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得 1	町民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が80万円以下の人	0円
低所得 2	町民税非課税世帯	0円
一般	町民税課税世帯 ①	9,300円

※ 上記の利用者負担金(利用料)は、厚生労働大臣の定める基準により全額の1割に当たります。

なお介護保険の給付の範囲を越えたサービスは全額利用者の負担となります。

※ 利用者負担金(利用料)の清算はサービス提供の翌月10日までにを行い、清算のつど領収書を発行します。

(3) サービスの中止・変更等

- ①サービス契約を解除する場合は、1週間前までに事業所へ連絡して下さい。
- ②サービスを受ける計画を中止または変更する場合には予め事業所へ連絡して下さい。
- ③当事業所ではキャンセル料は頂いておりません。利用者様の都合でのキャンセルはお早めに事業所へご連絡ください。

(4) 訪問介護員の交替

契約者が訪問介護員の交替を希望する場合には、理由を明らかにして事業所に要請して下さい。ただし、訪問介護員の指名はできません。

事業所の都合により訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮いたします。

3. 緊急時・事故発生時の対応

(1) サービス提供中の事故や利用者の体調が急変した場合は、速やかに家族等へ連絡をとるとともに、必要な措置を行います。事故については原因を解明するとともに、再発防止にむけた対策を講じます。

(2) 事業所の責任による事故については速やかに損害賠償を行います。

(3) 緊急時・事故発生時の連絡先

医療機関	名称:	電話:
家族等	氏名:	電話:

4. サービスの相談及び苦情の対応

(1) 事業所の対応

電話 0139-52-6066 FAX 0139-52-6118	
受付窓口	(管理者) 奈良 真由美
受付時間	月曜日～金曜日 8時45分～17時00分
	土曜日 8時45分～12時30分
	祝日、第2第4土曜日、8月13日、12月30日～1月3日を除く

- ① 相談及び苦情が寄せられた場合には、ただちに訪問し、また必要に応じて関係する職員・サービス事業所からの聞き取りをおこなって詳しく状況を把握し、苦情の解決に必要な手だてをとります。
- ② 寄せられた苦情の内容および対応の経過等を記録し、再発防止に役立てるようにします。

(2) 公的機関の窓口

江差町役場	住所	江差町中歌町193-1
町民福祉課・福祉子育て係	電話	0139-52-6720
上ノ国町役場	住所	上ノ国町大留100
保健福祉課介護・自立支援グループ	電話	0139-55-4460
北海道国民健康保険団体連合会(国保連)	住所	札幌市中央区南4条西14丁目 国保会館
	電話	011-231-5161

5. 虐待防止のための措置

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	(管理者) 奈良 真由美
-------------	--------------

- (2) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (3) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (4) 障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口

	電話	FAX	休日・夜間の連絡先
江差町 江差町高齢者等虐待防止センター	0139-52-6720	0139-52-5666	0139-52-1020
上ノ国町 上ノ国町高齢者虐待防止センター	0139-55-4460	0139-55-2760	0139-55-2891 (留守番電話)
北海道障がい者権利擁護センター (北海道保健福祉部福祉局障がい者保険福祉課)	011-231-8617	011-232-4068	011-231-8671 (留守番電話)

6. 利用者の秘密保持、個人情報の取り扱い

(1) 利用者の秘密保持

当事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報は、利用者等の生命・身体・財産等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中も契約終了後も、第3者に漏らしません。

(2) 個人情報の取り扱い

利用者および家族の個人情報は、居宅サービス計画にそって実施されるサービス担当者等の会議、介護支援専門員とサービス事業者あるいは主治医等との連絡・調整、学習実習及び職員の学術研究、行政機関及び行政から委託を受けた機関より情報提供を求められた場合、利用者および家族の個人情報を使用することがあります。使用に当たっては次の条件を厳守します。

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし関係者以外の者に漏れる事のないよう細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用する場合には必要に応じて、会議名、参加者名、内容等について記録し保管します。
- ③ 学術研究・調査活動により個人が特定される場合は、本人(代理人)の同意を得てから使用します。

なお、個人情報の主体となる方が、本人の個人情報の照会や修正等を希望する場合は、事業所まで連絡下さい。合理的な範囲ですみやかに対応いたします。

下記の点はご了承ください。

※ 訪問介護員等は、年金の管理や貸借等の金銭の取り扱いをいたしません。

サービス契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明いたしました。

年 月 日

ヘルパーステーションゆいっこ

説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けて理解し同意いたしました。
なお、6の(2)の個人情報の取扱についても確認し同意いたします。

年 月 日

利用者 氏名 _____

住所 _____

代理人 氏名 _____

住所 _____

(利用者との関係 _____)